

証券コード 3431
2022年6月7日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋富沢町9番19号
宮地エンジニアリンググループ株式会社
代表取締役社長 青田 重利

第19回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第19回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、決議事項につきましては、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月27日(月曜日)午後5時50分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月28日(火曜日)午前10時
 2. 場 所 東京都中央区八重洲一丁目3番7号
八重洲ファーストフィナンシャルビル3階
ベルサール八重洲[ROOM1+2+3]
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第19期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第19期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)計算書類報告の件
- 決 議 事 項
- <会社提案 (第1号議案から第3号議案まで) >
- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件
- <株主提案 (第4号議案から第6号議案まで) >
- 第4号議案 剰余金の処分の件
- 第5号議案 定款一部変更の件(取締役報酬の個別開示について)
- 第6号議案 定款一部変更の件(政策保有株式について)
4. 議決権行使にあたっての注意事項
各議案につき賛否のご表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス <https://www.miyaji-eng.com/>)に掲載させていただきます。

次頁に記載の「新型コロナウイルスに関するお知らせ」をご確認ください。

株主の皆様へ

「新型コロナウイルスに関するお知らせ」

本株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

本株主総会の議決権行使は、書面による方法もございますので、そちらのご利用も併せてご検討ください。

なお、当社役員につきましても感染拡大リスクの低減および会社の事業継続という観点から、一部の役員のみのお出席とさせていただく場合がございます。また、本株主総会当日は、会場において感染予防のため、当社運営スタッフにつきましても体調を確認のうえ、マスク着用で対応をさせていただきます。

このほか会場において感染予防のための措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

今後の状況変化により、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.miyaji-eng.com/>）にてお知らせいたします。

(提供書面)

## 事業報告

( 2021年4月1日から  
2022年3月31日まで )

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、持ち直しの動きが続いているものの、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が残るなかで、一部に弱さがみられます。

公共投資は底堅く推移しており、当社グループの主力である道路橋・鉄道橋などの橋梁事業の今年度の総発注量は、前年度の実績を上回りました。

このような環境下、受注高につきましては、大型の新設橋梁、高速道路の更新工事などにより639億74百万円となりましたが、前年同期に大型工事の受注があったことから前年同期比9.5%減となりました。

その具体的な内容は次のとおりであります。

橋梁では、国土交通省の圏央道利根川橋、西深瀬高架橋西、東日本高速道路株式会社の五霞高架橋、中日本高速道路株式会社の糸貫IC第一本線橋、西日本高速道路株式会社の佐世保高架橋北、阪神高速道路株式会社の喜連瓜破橋、東京都の平井大橋長寿命化工事その3、千葉県の土屋橋、兵庫県の大門橋、東日本旅客鉄道株式会社の品川駅構内環状第4号線交差部工事などを、また建築他では株式会社大林組他JVの北海道ボールパーク鉄骨工事などを受注しました。

売上高につきましては、手持ち工事が概ね順調に進捗したことにより580億2百万円（前年同期比4.9%増）となりました。

その具体的な内容は次のとおりであります。

橋梁では、国土交通省の東扇島橋梁工事その2、横浜環状南線栄IC・JCT橋脚工事、為当第1橋、国道289号線5号橋梁、新川島橋上部その2工事、中日本高速道路株式会社の上粕屋高架橋、西日本高速道路株式会社の吹田JCT～池田IC橋梁更新建設工事、城陽第一高架橋、淀川東高架橋、水尻高架橋、首都高速道路株式会社の東品川・鮫洲更新工事、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の福井橋りょう、木の芽川橋りょ

う、長野県の福島立体跨道橋、笠倉壁田橋などを、また建築他では株式会社大林組他JVの北海道ボールパーク鉄骨工事などを売り上げました。

損益につきましては、工場構内ヤードの有効活用促進などの生産効率化、工事採算性向上の取り組み、働き方改革による業務効率化などにより、営業利益は58億10百万円（同5.6%増）、経常利益は59億92百万円（同8.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は34億6百万円（同10.6%減）となりました。

当連結会計年度の受注高、完成工事高および受注残高

（単位：百万円）

| 区 分   | 前連結会計年度末受注残高 | 当連結会計年度受注高 | 合 計     | 当連結会計年度完成工事高（売上高） | 当連結会計年度末受注残高 |
|-------|--------------|------------|---------|-------------------|--------------|
| 橋 梁   | 86,280       | 61,674     | 147,955 | 55,589            | 92,365       |
| 建 築 他 | 2,034        | 2,299      | 4,334   | 2,413             | 1,921        |
| 合 計   | 88,315       | 63,974     | 152,289 | 58,002            | 94,286       |

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資につきましては、次のとおり実施いたしました。

宮地エンジニアリング株式会社

千葉工場 パネル自動組立溶接ライン（P A S I） 2021年5月設置  
本社 基幹統合システム（工事原価） 2021年11月構築

## ③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

| 区 分                          | 第16期<br>(2019年3月期) | 第17期<br>(2020年3月期) | 第18期<br>(2021年3月期) | 第19期<br>(当連結会計年度)<br>(2022年3月期) |
|------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------------------|
| 受 注 高(百万円)                   | 53,028             | 53,755             | 70,695             | 63,974                          |
| 売 上 高(百万円)                   | 52,062             | 63,841             | 55,268             | 58,002                          |
| 経 常 利 益(百万円)                 | 4,534              | 5,368              | 5,547              | 5,992                           |
| 親会社株主に<br>帰属する(百万円)<br>当期純利益 | 3,608              | 2,616              | 3,808              | 3,406                           |
| 1株当たり<br>当期純利益 (円)           | 530.16             | 384.50             | 559.63             | 500.51                          |
| 総 資 産(百万円)                   | 55,631             | 59,690             | 60,738             | 61,815                          |
| 純 資 産(百万円)                   | 28,070             | 30,333             | 35,006             | 39,091                          |
| 1株当たり<br>純資産額 (円)            | 3,580.73           | 3,844.08           | 4,429.74           | 4,904.97                        |

### (3) 重要な親会社および子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

| 会社名            | 資本金          | 当社の出資比率     | 主要な事業内容                                                                   |
|----------------|--------------|-------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 宮地エンジニアリング株式会社 | 1,500<br>百万円 | 100.00<br>% | 橋梁、鉄骨その他鋼構造物の設計、製作、架設、据付、維持補修<br>P Cの設計、製作ならびに土木工事の施工・工事管理、鉄骨・鉄塔・大空間構造物組立 |
| エム・エムブリッジ株式会社  | 450          | 51.00       | 橋梁、沿岸構造物等の設計、製造、据付、販売および修理                                                |

(注) 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

|                                  |                   |
|----------------------------------|-------------------|
| 特定完全子会社の名称                       | 宮地エンジニアリング株式会社    |
| 特定完全子会社の住所                       | 東京都中央区日本橋富沢町9番19号 |
| 当社および当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額 | 8,826百万円          |
| 当社の総資産額                          | 9,739百万円          |

#### (4) 対処すべき課題

わが国経済の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染対策に万全を期し、社会活動が正常化に向かうなか、景気を持ち直しが期待されます。しかしながら、ウクライナ情勢等による不透明感がみられるなか、原材料価格の上昇や金融資本市場の変動、サプライチェーンの制約等による下振れリスクに十分注意する必要があります。

昨年成立した補正予算には22項目の成長戦略が織り込まれ、その多くは道路、港湾、空港、鉄道などの交通・物流インフラへの投資であり、今後も世界に負けない大胆な財政出動による内需拡大、経済成長が期待されています。当社グループの主力である道路橋・鉄道橋などの橋梁事業において、新設橋梁は、厳しい受注競争が続いている一方で、今後10年で4兆円規模の事業が計画されている高速道路会社の大規模更新工事ならびにハイブリッドケーソン・浮体構造物・沈埋函などの沿岸構造物事業、シールドトンネル向けの鋼製セグメント事業などは、質的にも量的にも高い技術力と施工能力が求められていることを考えれば、中期的に当社グループが飛躍する事業環境であると考えます。ならびに鉄道事業についてはコロナ禍で厳しい事業環境に置かれていますが、首都圏ではターミナル駅の再開発事業や連続立体交差事業、大型跨線橋やJR・私鉄各社の高架化、改築工事などを中心に数多くの計画が予定されており、高難度工事における当社グループのもつ安全・安心な技術力が強みを発揮できるものと考えています。

このような事業環境のなか、グループとしての経営管理体制を一層強化し、より強固な収益基盤とするよう、グループの中核である宮地エンジニアリング株式会社とエム・エムブリッジ株式会社と「共に成長する」を、協力会社と「共に歩む」を基本に更なる事業発展を図ってまいります。国内の鋼橋市場の変化・動向を踏まえ経営資源を新設橋梁、大規模更新工事、民間工事に選択と集中を行い、技術開発やDX（デジタルトランスフォーメーション）に基づく生産性向上に努めるとともに、人材の確保・育成、女性活躍を推進し、働き方改革を進めてまいります。

また、当社子会社の宮地エンジニアリング株式会社では、2018年度から2021年度までの4年間の予定で千葉工場に係る総額50億円程度の設備投資を計画し着手しましたが、新型コロナウイルス禍に伴い、経済や企業活動の先行きに不透明感が増したため、生産性向上やコスト削減、業務効率化などに直結する投資は継続する一方で、計画中の新たな投資については延期しております。今後の事業環境を見極めた上で投資の再開を決定いたします。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループは、橋梁、鉄骨等の鋼構造物の調査診断・点検、設計、製作、架設、補修・補強の請負ならびに土木工事、プレストレストコンクリート工事の設計、施工・工事管理の請負を主として行っております。

(当社の事業内容)

当社は、宮地エンジニアリング株式会社、エム・エムブリッジ株式会社等の子会社の事業活動の支配、管理を目的とする持株会社であります。

(6) 主要な営業所および工場 (2022年3月31日現在)

|                |   |   |   |                          |                                        |
|----------------|---|---|---|--------------------------|----------------------------------------|
| 当              | 社 | 本 | 社 | 東京都中央区日本橋富沢町9番19号        |                                        |
| 宮地エンジニアリング株式会社 |   | 本 | 社 | 東京都中央区日本橋富沢町9番19号        |                                        |
|                |   | 支 | 社 | 関西 (大阪市西区)               |                                        |
|                |   | 営 | 業 | 所                        | 札幌、仙台、名古屋、広島、福岡、沖縄                     |
|                |   | 工 | 場 | 千葉 (千葉県市原市)              |                                        |
| エム・エムブリッジ株式会社  |   | 本 | 社 | 広島県広島市西区観音新町一丁目20番24号    |                                        |
|                |   | 支 | 店 | 東日本 (東京都中央区)、西日本 (大阪市西区) |                                        |
|                |   | 営 | 業 | 所                        | 東北 (仙台市青葉区)、横浜、中部 (名古屋市中区)、九州 (福岡市博多区) |
|                |   | 工 | 場 | 市原 (千葉県市原市)              |                                        |
|                |   | 事 | 業 | 所                        | 富山 (富山県射水市)、長崎                         |



(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

| 使用人数 | 前連結会計年度末比増減 |
|------|-------------|
| 750名 | 23名増        |

(注) 使用人数は就業人員で記載しております。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 19名  | 1名増       | 50.6歳 | 22.5年  |

(注) 1. 使用人数は就業人員で記載しております。

2. 当社使用人は、宮地エンジニアリング株式会社およびエム・エムブリッジ株式会社からの出向者であり、平均勤続年数は同社での勤続年数を通算しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

| 借入先          | 借入額    |
|--------------|--------|
| 明治安田生命保険相互会社 | 300百万円 |

(注) 1. 当社子会社の宮地エンジニアリング株式会社は短期の運転資金を安定的に調達するため、50億円のシンジケーション方式のコミットメントライン契約を株式会社三菱UFJ銀行他4行と締結しております。

2. 当該契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（2022年3月31日現在）

- |              |             |
|--------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数   | 27,677,800株 |
| ② 発行済株式の総数   | 6,919,454株  |
| ③ 株主数        | 3,657名      |
| ④ 大株主（上位10名） |             |

| 株主名                         | 持株数       | 持株比率       |
|-----------------------------|-----------|------------|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社<br>(信託口) | 千株<br>765 | %<br>11.25 |
| 光通信株式会社                     | 443       | 6.51       |
| 株式会社三菱UFJ銀行                 | 327       | 4.81       |
| 明治安田生命保険相互会社                | 266       | 3.92       |
| 宮地取引先持株会                    | 215       | 3.16       |
| 株式会社日本カストディ銀行（信託口）          | 205       | 3.02       |
| 立花証券株式会社                    | 204       | 3.01       |
| ESG投資事業組合                   | 200       | 2.94       |
| 日本製鉄株式会社                    | 157       | 2.32       |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社               | 128       | 1.88       |

(注) 持株比率は、自己株式（114,039株）を控除して計算しております。

## (2) 会社役員 の 状況

### ① 取締役 の 状況 (2022年 3月31日現在)

| 会社における地位  | 氏 名     | 担当および重要な兼職の状況                               |
|-----------|---------|---------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 青 田 重 利 | 宮地エンジニアリング株式会社 代表取締役会長<br>グループ企画管理本部長       |
| 代 表 取 締 役 | 永 山 弘 久 | 宮地エンジニアリング株式会社 代表取締役社長<br>エム・エムブリッジ株式会社 取締役 |
| 取 締 役     | 西 垣 登   | 宮地エンジニアリング株式会社 取締役副社長                       |
| 取 締 役     | 平 島 崇 嗣 | 宮地エンジニアリング株式会社 取締役                          |
| 取 締 役     | 上 原 正   | 宮地エンジニアリング株式会社 取締役                          |
| 取 締 役     | 池 浦 正 裕 | エム・エムブリッジ株式会社 代表取締役社長                       |
| 取 締 役     | 成 瀬 進   |                                             |
| 取 締 役     | 太 田 英 美 |                                             |
| 監 査 等 委 員 | 辻 川 正 人 |                                             |
| 監 査 等 委 員 | 樋 口 眞 人 |                                             |

- (注) 1. 当社は、2021年6月25日開催の第18回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 取締役成瀬進氏ならびに監査等委員である取締役太田英美氏、辻川正人氏および樋口眞人氏は、社外取締役であります。
3. 当事業年度中の取締役および監査役の異動は次のとおりであります。
- 当社は、2021年6月25日開催の第18回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。これに伴い、常勤監査役長谷川寛氏ならびに監査役辻川正人、樋口眞人の両氏は任期満了により退任し、このうち辻川正人、樋口眞人の両氏が監査等委員である取締役に就任しております。また、太田英美氏は、2021年6月25日開催の第18回定時株主総会決議に基づき、同日付で取締役を任期満了により退任し、監査等委員である取締役に就任しております。
4. 当事業年度後の代表取締役の異動は次のとおりであります。
- 2022年4月1日付で、永山弘久氏は代表取締役から取締役、上原正氏は取締役から代表取締役にそれぞれ就任いたしました。
5. 監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
6. 当社は、社外取締役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役成瀬進氏および各監査等委員である取締役との間で、会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額としております。

## ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社取締役全員であり、被保険者は保険料の10%にあたる額を負担しております。当該保険契約により被保険者が役員として職務執行につき行った行為（不法行為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、違法行為が行われていた場合には填補の対象としないこととしております。

## ④ 取締役の報酬等

### イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月5日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しており、その概要は以下のとおりです。

当社の取締役の報酬は、当社が持株会社であり、グループ会社の監督機能を担うことから、基本報酬のみとしております。

基本報酬は、金銭による月例の固定報酬としております。

当社の取締役の個人別の報酬の額またはその算定方法は、毎年定時株主総会後の取締役会において、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、同一階層の会社の一般例、従業員の給与水準との均衡、経営の一般状況等を総合的に考慮して取締役会に諮ります。その決定権限を有する者は、取締役会により委任された代表取締役社長青田重利であり、会社の業績や経営内容、経済情勢、また各取締役の担当職務、貢献度等を勘案して決定いたします。なお、代表取締役社長に委任した理由は、当社全体の業務を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を実施でき、当社グルー

プを取り巻く環境、経営状況等を熟知し、総合的に役員報酬額を決定できると判断したためです。こうしたことから取締役会はその内容が決定方針に沿うものであり、相当であると判断しております。

なお、2021年6月25日開催の取締役会において、指名・報酬委員会の設置を決議しており、今後、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の額は、会社の業績や経営内容、経済情勢等を考慮し、指名・報酬委員会の諮問を受け、取締役会で決定し、監査等委員である取締役の個人別の報酬等は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、監査等委員会で決定する予定であります。

#### ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分               | 支給人員 | 報酬等の額    |
|-------------------|------|----------|
| 取締役<br>(監査等委員を除く) | 7名   | 18,012千円 |
| 取締役<br>(監査等委員)    | 3    | 10,800   |
| 監査役               | 3    | 3,600    |
| 合 計               | 13   | 32,412   |

- (注) 1. 上記には、2021年6月25日開催の第18回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名および監査役3名を含んでおります。なお当社は、2021年6月25日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 上記取締役の支給人員は、無報酬の取締役1名を除いております。
3. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
4. 上記のうち、社外取締役に対する報酬等の総額は4名16,800千円であり、社外監査役に対する報酬等の総額は2名2,400千円であります。
5. 当事業年度において、取締役が子会社から、役員として受けた報酬等の総額は138,546千円であります。

#### ハ. 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

監査等委員会設置会社移行前の取締役の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第12回定時株主総会において、年額120百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。また、年額のうち社外取締役分は12百万円以内とする。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち社外取締役は2名）であります。監査役の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第12回定時株主総会において、年額48百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名

(うち社外監査役は2名)であります。

また、監査等委員会設置会社移行後の取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は、2021年6月25日開催の第18回定時株主総会において、年額120百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。また、年額のうち社外取締役分は120百万円以内とする。)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く)の員数は7名(うち社外取締役1名)であります。取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2021年6月25日開催の第18回定時株主総会において、年額48百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は3名であります。

## ⑤ 社外役員に関する事項

### イ. 取締役 成瀬進

- 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係  
該当事項はありません。
- 当事業年度における主な活動状況

取締役会は9回開催のすべてに出席し、主に行政分野において培われた国内外での知識、経験などの見地から、取締役会において、当該視点から出席の都度適宜積極的に意見を述べており、特に行政分野に対する専門的な立場から質問・助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。このほか書面による取締役会決議が1回行われております。

### ロ. 取締役(監査等委員) 太田英美

- 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係  
日之出水道機器株式会社の取締役であります。当社と同社との間には特別の関係はありません。
- 当事業年度における主な活動状況

開催された取締役会9回のうち、取締役として2回、監査等委員として7回に、また、監査等委員会7回のうち7回すべてに出席し、主に鋼構造物に対する知識、経験など専門の見地から、取締役会において、当該視点から出席の都度適宜積極的に意見を述べており、特に鋼構造物に対する専門的な立場から質問・助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。こ

のほか書面による取締役会決議が1回行われております。監査等委員会において、発言は出席の都度適宜行われ、適切な意見の表明を行っております。

ハ. 取締役（監査等委員） 辻川正人

- 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係  
株式会社立花エレテックの社外取締役であります。当社と同社との間には特別の関係はありません。

- 当事業年度における主な活動状況

開催された取締役会9回のうち、監査役として2回、監査等委員として7回に、また、監査役会2回のうち2回、監査等委員会7回のうち7回すべてに出席し、弁護士としての知識、経験などの見地から、取締役会において、当該視点から出席の都度適宜積極的に意見を述べており、特に違反行為・反倫理的行動に対する専門的な立場から質問・助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。このほか書面による取締役会決議が1回行われております。監査役会および監査等委員会において、発言は出席の都度適宜行われ、適切な意見の表明を行っております。

ニ. 取締役（監査等委員） 樋口真人

- 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係  
株式会社ヒガシトゥエンティワンおよび太陽ケーブルテック株式会社の社外取締役であります。当社と両社との間には特別の関係はありません。

- 当事業年度における主な活動状況

開催された取締役会9回のうち、監査役として2回、監査等委員として7回に、また、監査役会2回のうち2回、監査等委員会7回のうち7回すべてに出席し、弁護士としての知識、経験などの見地から、取締役会において、当該視点から出席の都度適宜積極的に意見を述べており、特に違反行為・反倫理的行動に対する専門的な立場から質問・助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。このほか書面による取締役会決議が1回行われております。監査役会および監査等委員会において、発言は出席の都度適宜行われ、適切な意見の表明を行っております。

### (3) 会計監査人の状況

① 名称 東陽監査法人

② 報酬等の額

|                                              | 報酬等の額  |
|----------------------------------------------|--------|
|                                              | 千円     |
| (イ) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                      | 8,000  |
| (ロ) 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭<br>その他の財産上の利益の合計額 | 45,000 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。



#### (4) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

##### 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

##### ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社は、グループ全体の取締役および使用人が法令および定款を遵守し、社会規範に基づいた行動をとるための基準を示した、当社グループとしての「企業行動憲章」、「行動規範」を制定し、その周知・徹底を図るとともに、「内部通報規程」を制定し、コンプライアンスについて社内・社外（弁護士）の2つの通報相談窓口を設ける。

ロ. 当社および各事業子会社は、コンプライアンス・リスク管理担当役員を任命し、コンプライアンス体制とリスク管理体制の構築・整備を管理・統括させる。

ハ. 当社は、グループ全体のコンプライアンス体制とリスク管理を横断的に統括する組織として、当社社長を委員長とし、取締役ならびに弁護士も参加する「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、コンプライアンス・リスク管理に関する重要問題を審議し、体制の構築・整備を図る。

「コンプライアンス・リスク管理委員会」は審議・決定した事項を、取締役会に定期的に報告もしくは付議する。

ニ. 当社は、監査室を設置する。監査室は、監査等委員会および事業子会社の内部監査部門と緊密な連携をとり、グループ全体の業務執行、コンプライアンス・リスク管理状況の監査を定期的実施し、コンプライアンス・リスク管理委員会にその結果を報告する。

ホ. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは関係を持たないことを「企業行動憲章」、「行動規範」に定めるとともに、定期的に外部専門機関ほかと情報交換を行うなど情報収集に努め、被害防止を図る。また、不当な要求を受けるなどの事案が発生した場合には、外部専門機関・顧問弁護士と連携して対応する体制を構築する。

##### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役は、取締役会およびその他の重要会議の議事録、稟議書その他の職務の執行および意思決定に係る記録や文書を、「文書管理規程」等の社内規程に定めるところに従い、適切に保存し、かつ管理する。

また、これらの情報は、監査等委員会から閲覧要請があった場合、いつでも閲覧可能とする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 当社は、「コンプライアンス・リスク管理委員会」でグループ全体のリスク管理の基本方針、推進体制その他重要事項を審議・策定し、グループの企業活動に潜在するリスクに適切に対応できる体制の構築・整備に努める。

ロ. 品質管理、安全管理、コンプライアンスおよび情報セキュリティ等の各事業子会社の業務に付随するリスクについては、各事業子会社で規程・ガイドライン・対応マニュアルなどを制定・整備し、それらの周知・徹底を図る。

ハ. 災害等不測の事態が発生した場合には、社長の指揮の下に対策本部を設置し、損害の拡大の防止と事業活動の継続を図る。

ニ. 内部監査部門による、リスク管理状況の定期的な監査を実施し、「コンプライアンス・リスク管理委員会」に報告する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 当社は、取締役会を原則として月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、取締役会規則に定めた当社および事業子会社の経営に関わる重要事項の決定と取締役の職務執行状況の監督を行う。

ロ. 取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌・職務権限規程において、それぞれの権限と責任、執行手続きを明確化し、効率的な職務執行を行う。

ハ. 当社は、グループ全体の中期・年次計画を策定し、これに基づき各事業子会社は、個別の中期・年次計画および具体的な年次の目標・行動計画・予算を策定し、それに基づく月次・四半期業績管理を実施する。

ニ. 主要な事業子会社は、執行役員制度に基づく、業務執行権限の執行役員への委譲、経営・監督と業務執行責任との権限の明確化、効率かつ迅速な意思決定と業務執行を推進する。

ホ. 各事業子会社は、取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜開催し重要事項の決定ならびに取締役の業務執行の状況を監督する。

ヘ. 主要な事業子会社は、代表取締役社長による会社の業務執行の決定に資するため取締役・執行役員で構成される経営会議にて審議を行い、また必要に応じて会議体を設置して審議を行う。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- イ. 当社は、持株会社として、当社の取締役が、取締役会を通じて当社グループ全体の重要事項の決定および事業子会社の経営管理、業務執行の監督を行う。
- ロ. 主要な事業子会社においても業務の決定および執行について相互監視が適正になされるよう、取締役会と監査役および会計監査人を設置する。
- ハ. 当社は、当社グループ共通の経営理念および企業行動憲章、行動指針、法令遵守マニュアルを策定・見直し、グループ全体への周知・徹底を図る。
- ニ. 当社は、「関係会社管理規程」等の規定により事業子会社の当社への承認・報告ルールを定め、これに基づき各事業子会社の経営管理および経営指導体制を構築・整備する。
- ホ. 内部監査部門は、定期的にグループ会社の監査を実施し、業務の適正化を推進する。
- ヘ. 各事業子会社は、当社との連携・情報共有を保ちつつ、自社の規模、性質、機関の設計その他会社の特質を踏まえ、自律的に内部統制システムを構築・整備する。
- ト. 各事業子会社は、当社のグループ会社として、その経営方針、企業集団の管理体制を尊重しつつ、法令・定款を遵守し、企業の独立性・独自性を堅持した企業運営を行う。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項

- イ. 監査等委員会の職務を補助するスタッフを配置するとともに、監査室を中心に関係部門がサポートする。
- ロ. 監査等委員会の職務を補助する使用人の任免・異動、人事考課については、監査等委員会の意見を聴取し、尊重する。また、監査等委員会から監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、監査等委員会以外からの指揮命令を受けない。

⑦ 監査等委員会への報告に関する体制

- イ. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人ならびに各事業子会社の取締役および使用人は、当社監査等委員会の求めに応じて会社の業務執行状況を報告する。また、法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、重大な法令・定款違反行為についても遅滞なく報告する。
- ロ. 当社は、内部通報制度の運用により、全社的に重大な影響を及ぼす事項、重大な法令・定款違反行為について、監査等委員会への適切な報告

体制を構築・整備する。

ハ. 当社は、当該報告した者が報告をしたことを理由に不利益な取扱いを受けないことを「内部通報規程」に定め、周知・徹底を図る。

⑧ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務に関するものに限る。）について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務に関するものに限る。）について費用の請求を行ったときは、速やかに処理する。

⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 監査等委員の取締役会その他重要な会議への出席等、会社の重要情報に対するアクセス権を保障する。

ロ. 監査等委員会は、当社社長および各事業子会社の社長等と定期的に情報・意見交換を行う。

ハ. 監査等委員会は、監査室と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて監査室に調査を求める。

ニ. 監査等委員会は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見および情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。

## 業務の適正を確保するための体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① コンプライアンスに関する取り組み

グループ全体の役員等の行動基準を示した「企業行動憲章」、「行動規範」をイントラネットに掲示するとともに、適宜、コンプライアンス研修等にて周知・徹底を図っております。

また、主要な事業子会社において、社外講師によるコンプライアンス研修を実施して、コンプライアンスマインドの向上に努めております。

内部通報制度については、社内・社外（弁護士）の内部通報窓口を設置し、問題の早期発見、不正行為等の未然防止の体制を整備しております。また、内部通報規程に通報者が不利益を受けない旨を規定しております。

当社の監査室および事業子会社の内部監査部門は、連携して、グループ全体の業務執行、内部統制システムの整備・運用状況、コンプライアンス・リスク管理状況の監査を、監査計画に基づき実施し、「コンプライアンス・リスク管理委員会」へその結果を報告しております。

② リスク管理に関する取り組み

安全管理、品質管理、コンプライアンス、情報セキュリティ等の企業活動に潜在するリスクについて、各事業子会社で社内規程、対応マニュアル等を制定するとともに、施工検討会、教育・研修、安全パトロール、内部監査等の実施により、グループ経営に重大な影響を及ぼすリスクの未然防止に努めております。

③ 取締役の職務執行の効率性確保に関する取り組み

当社は、グループ全体の中期経営計画を策定し、各事業子会社は、これに基づき年次の事業計画（目標・行動計画・予算）を策定しております。また、取締役・執行役員で構成される月次の経営会議などの会議体でその執行状況について報告しております。

④ 当社グループにおける業務の適正の確保に関する取り組み

当社は、「関係会社管理規程」等の規定に基づき、各事業子会社の経営上の重要事項について報告を受け、必要に応じて承認しております。また、各事業子会社は、自社の規模、性質等に即した内部統制システムを整備・運用し、その有効性を内部監査で確認しております。

⑤ 監査等委員会の監査の実効性確保に関する取り組み

監査等委員は、取締役会等の重要な会議への出席、取締役および使用人等からの業務執行状況の報告、重要な決裁書類等の閲覧、会計監査人との情報・意見交換等により、監査の実効性の確保を図っております。

---

(注) 本事業報告の記載数字は、金額については表示単位未満を切り捨て、比率および1株当たり当期純利益、1株当たり純資産額については、表示単位未満を四捨五入しております。

## 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額               | 科 目                | 金 額               |
|-----------------|-------------------|--------------------|-------------------|
| (資産の部)          |                   | (負債の部)             |                   |
| <b>流動資産</b>     | <b>42,056,570</b> | <b>流動負債</b>        | <b>18,150,204</b> |
| 現金預金            | 15,979,022        | 支払手形・工事未払金等        | 9,810,492         |
| 受取手形・完成工事未収入金等  | 23,772,469        | 1年内返済予定の長期借入金      | 300,000           |
| 未成工事支出金         | 191,928           | 未払金                | 161,508           |
| 材料貯蔵品           | 35,160            | 未払法人税等             | 1,094,604         |
| その他             | 2,077,989         | 未成工事受入金            | 2,933,936         |
| <b>固定資産</b>     | <b>19,759,130</b> | 完成工事補償引当金          | 598,877           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>12,756,079</b> | 工事損失引当金            | 1,868,400         |
| 建物・構築物          | 2,184,209         | 賞与引当金              | 791,407           |
| 機械・運搬具          | 2,451,025         | その他                | 590,978           |
| 工具器具・備品         | 225,252           | <b>固定負債</b>        | <b>4,574,392</b>  |
| 土地              | 7,671,518         | リース債務              | 141,671           |
| リース資産           | 194,925           | 再評価に係る繰延税金負債       | 1,639,718         |
| 建設仮勘定           | 29,148            | 役員退職慰労引当金          | 212,723           |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>336,694</b>    | 退職給付に係る負債          | 2,579,079         |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>6,666,356</b>  | その他                | 1,200             |
| 投資有価証券          | 5,358,657         | <b>負債合計</b>        | <b>22,724,597</b> |
| 関係会社株式          | 52,000            | (純資産の部)            |                   |
| 繰延税金資産          | 872,734           | <b>株主資本</b>        | <b>28,097,500</b> |
| その他             | 412,654           | 資本金                | 3,000,000         |
| 貸倒引当金           | △29,690           | 資本剰余金              | 3,746,206         |
| <b>資産合計</b>     | <b>61,815,700</b> | 利益剰余金              | 21,582,519        |
|                 |                   | 自己株式               | △231,226          |
|                 |                   | <b>その他の包括利益累計額</b> | <b>5,282,861</b>  |
|                 |                   | その他有価証券評価差額金       | 2,100,168         |
|                 |                   | 土地再評価差額金           | 3,240,566         |
|                 |                   | 退職給付に係る調整累計額       | △57,873           |
|                 |                   | <b>非支配株主持分</b>     | <b>5,710,741</b>  |
|                 |                   | <b>純資産合計</b>       | <b>39,091,103</b> |
|                 |                   | <b>負債純資産合計</b>     | <b>61,815,700</b> |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連 結 損 益 計 算 書

( 2021年4月1日から  
2022年3月31日まで )

(単位：千円)

| 科 目                          | 金         | 額          |
|------------------------------|-----------|------------|
| 完 成 工 事 高                    |           | 58,002,695 |
| 完 成 工 事 原 価                  |           | 48,760,837 |
| 完 成 工 事 総 利 益                |           | 9,241,858  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費          |           | 3,431,170  |
| 営 業 利 益                      |           | 5,810,687  |
| 営 業 外 収 益                    |           |            |
| 受 取 利 息 配 当 金                | 158,262   |            |
| 受 取 賃 貸 料                    | 22,455    |            |
| ス ク ラ ッ プ 売 却 益              | 18,476    |            |
| そ の 他                        | 22,262    | 221,456    |
| 営 業 外 費 用                    |           |            |
| 支 払 利 息                      | 16,681    |            |
| 前 受 金 保 証 料                  | 16,465    |            |
| そ の 他                        | 6,623     | 39,770     |
| 経 常 利 益                      |           | 5,992,374  |
| 特 別 利 益                      |           |            |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益            | 4,675     | 4,675      |
| 特 別 損 失                      |           |            |
| 固 定 資 産 売 却 損                | 21,888    |            |
| 固 定 資 産 除 却 損                | 10,905    | 32,794     |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益        |           | 5,964,255  |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税        | 1,748,382 |            |
| 法 人 税 等 調 整 額                | △192,029  | 1,556,353  |
| 当 期 純 利 益                    |           | 4,407,902  |
| 非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益 |           | 1,001,645  |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益 |           | 3,406,256  |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

( 2021年4月1日から  
2022年3月31日まで )

(単位：千円)

|                                 | 株 主 資 本   |           |            |          |             |
|---------------------------------|-----------|-----------|------------|----------|-------------|
|                                 | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金  | 自 己 株 式  | 株 主 資 本 合 計 |
| 当 期 首 残 高                       | 3,000,000 | 3,746,206 | 18,720,714 | △230,586 | 25,236,334  |
| 当 期 変 動 額                       |           |           |            |          |             |
| 剰 余 金 の 配 当                     |           |           | △544,450   |          | △544,450    |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益         |           |           | 3,406,256  |          | 3,406,256   |
| 自 己 株 式 の 取 得                   |           |           |            | △640     | △640        |
| 株主資本以外の項目の<br>当 期 変 動 額 ( 純 額 ) |           |           |            |          |             |
| 当 期 変 動 額 合 計                   | －         | －         | 2,861,805  | △640     | 2,861,165   |
| 当 期 末 残 高                       | 3,000,000 | 3,746,206 | 21,582,519 | △231,226 | 28,097,500  |

|                                 | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |                    |                  |                   | 非支配株主持分   | 純 資 産 合 計  |
|---------------------------------|-----------------------|--------------------|------------------|-------------------|-----------|------------|
|                                 | その他有価証<br>券評価差額金      | 土 地 再 評 価<br>差 額 金 | 退職給付に係<br>る調整累計額 | その他の包括利<br>益累計額合計 |           |            |
| 当 期 首 残 高                       | 1,831,106             | 3,240,566          | △160,806         | 4,910,866         | 4,859,240 | 35,006,440 |
| 当 期 変 動 額                       |                       |                    |                  |                   |           |            |
| 剰 余 金 の 配 当                     |                       |                    |                  |                   |           | △544,450   |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益         |                       |                    |                  |                   |           | 3,406,256  |
| 自 己 株 式 の 取 得                   |                       |                    |                  |                   |           | △640       |
| 株主資本以外の項目の<br>当 期 変 動 額 ( 純 額 ) | 269,061               | －                  | 102,933          | 371,995           | 851,501   | 1,223,496  |
| 当 期 変 動 額 合 計                   | 269,061               | －                  | 102,933          | 371,995           | 851,501   | 4,084,662  |
| 当 期 末 残 高                       | 2,100,168             | 3,240,566          | △57,873          | 5,282,861         | 5,710,741 | 39,091,103 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



## 連結注記表

### I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社の状況

|          |                                 |
|----------|---------------------------------|
| 連結子会社の数  | 2社                              |
| 連結子会社の名称 | 宮地エンジニアリング株式会社<br>エム・エムブリッジ株式会社 |

##### (2) 非連結子会社の状況

|           |                                                       |
|-----------|-------------------------------------------------------|
| 非連結子会社の名称 | 株式会社エム・ジー・コーポレーション<br>エム・ケイ・エンジ株式会社<br>エム・ケイ・ワークス株式会社 |
|-----------|-------------------------------------------------------|

連結の範囲から除いた理由 非連結子会社はいずれも小規模であり、各社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社の状況

|        |                                                       |
|--------|-------------------------------------------------------|
| 会社等の名称 | 株式会社エム・ジー・コーポレーション<br>エム・ケイ・エンジ株式会社<br>エム・ケイ・ワークス株式会社 |
|--------|-------------------------------------------------------|

持分法を適用しない理由 各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度は、連結会計年度と一致しております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

その他有価証券

市場価格のない株式等  
以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売  
却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

###### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金

個別法による原価法

材料貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低  
下に基づく簿価切下げの方法により算定）

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ① 有形固定資産

定率法によっております。

（リース資産を除く）

（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附  
属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建  
物附属設備及び構築物は定額法によっております。）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物・構築物 7～51年

機械・運搬具 2～10年

###### ② 無形固定資産

定額法によっております。

（リース資産を除く）

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内にお  
ける利用可能期間（5年）に基づいております。

###### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定  
額法を採用しております。

##### (3) 重要な引当金の計上基準

###### ① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債  
権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の  
債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見  
込額を計上しております。

###### ② 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保等の費用に充てるため、完成  
工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上して  
おります。

- ③ 工事損失引当金 当連結会計年度末の手持工事のうち、大幅な損失が発生すると見込まれ、かつ、同時点で当該損失額を合理的に見積ることが可能な工事について、将来の損失に備えるため、当連結会計年度末後の損失見積額を計上しております。
- ④ 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ⑤ 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- (4) 重要な収益及び費用の計上基準
- 約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。
- 工事契約に関する完成工事高の計上は、一定の期間にわたり充足される履行義務は、期間がごく短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識し、一時点で充足される履行義務は、工事完了時に収益を認識することとしております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の合理的な見積りが出来ない工事については、原価回収基準を適用しております。また、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。
- (5) 退職給付に係る会計処理の方法
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
- 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準または給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
- 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年または10年）による定額法により費用処理しております。
- 数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定率法により按分した額、または、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
- (6) その他連結計算書類作成のための重要な事項
- 消費税等の会計処理
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## II. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、従来まで工事契約に関する完成工事高の計上は、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しておりましたが、一定の期間にわたり充足される履行義務は、期間がごく短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識し、一時点で充足される履行義務は、工事完了時に収益を認識することとしております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の合理的な見積りが出来ない工事については、原価回収基準を適用しております。また、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合(インプット法)で算出しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

これによる当連結会計年度の損益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高に与える影響もありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。

これによる連結計算書類に与える影響はありません。

### III. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、特別損失の「その他」に含めて表示しておりました「固定資産売却損」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「固定資産売却損」は472千円であります。

### IV. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

#### 1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 872,734千円

(2) その他の情報

繰延税金資産は、将来減算一時差異等の解消時期及び金額を見積り、各期における実効税率を乗じて計上しております。これらは将来の不確実な経済情勢の影響を受ける可能性があり、将来減算一時差異等の解消の時期及び金額が見積りと異なった場合、また、実効税率が変更された場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

#### 2. 完成工事補償引当金

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 598,877千円

(2) その他の情報

完成工事補償引当金の計上基準は、「I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (3) 重要な引当金の計上基準」に記載のとおりであります。翌連結会計年度において瑕疵担保等の責任割合や費用が見積りと異なった場合は、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

#### 3. 工事損失引当金

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 1,868,400千円

(2) その他の情報

工事損失引当金の計上基準は、「I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (3) 重要な引当金の計上基準」に記載のとおりであります。工事案件ごとの最新の工事収益総額及び工事原価総額の見積りに基づき、工事損失の発生が見込まれる場合に引当金を計上しております。また、各工事の進捗状況に伴い、顧客との合意や工事状況の変更に応じて個別に見積りを見直しております。翌連結会計年度において追加の原価の発生や契約金額の変更等があり、見積りと異なった場合は、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

#### 4. 一定の期間にわたり充足される工事契約において計上される売上高

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 57,249,522千円  
(2) その他の情報

一定の期間にわたり充足される工事契約については、工事収益総額、工事原価総額及び決算日における工事進捗度を合理的に見積り、これに応じて売上を計上しております。工事収益総額については工事の進行途上において顧客との間で新たな合意によって工事契約の変更が行われる傾向にあり、その変更金額が適時に確定しない場合には、新たな合意内容に基づき工事収益総額を見積っております。また、工事原価総額についても顧客の指示に基づき、工事に関する基本的な仕様や作業内容ごとに個別に見積っており、工事の状況に変更があった場合には適時に見直しております。翌連結会計年度において追加の原価の発生や契約金額の変更等があり、見積りと異なった場合は、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

### V. 連結貸借対照表に関する注記

#### 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

##### (1) 担保に供している資産

|        |             |
|--------|-------------|
| 建物・構築物 | 148,224千円   |
| 土 地    | 6,641,515千円 |
| 投資有価証券 | 3,084,839千円 |
| 計      | 9,874,580千円 |

##### (2) 担保に係る債務

|               |           |
|---------------|-----------|
| 1年内返済予定の長期借入金 | 300,000千円 |
|---------------|-----------|

#### 2. 有形固定資産の減価償却累計額 15,593,296千円

#### 3. 事業用土地の再評価

一部の連結子会社は、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価実施日 2000年3月31日

再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額で算出しております。

再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 1,111,839千円

#### 4. 損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。

工事損失引当金に対応する未成工事支出金の金額 40,401千円

#### 5. 保証債務

従業員の金融機関からの借入債務に対し、債務保証を行っております。

従業員（住宅資金借入債務） 3,635千円

6. 固定資産の圧縮記帳

補助金及び保険金の受取により取得価額から直接減額した圧縮記帳額は次のとおりであります。

|        |           |
|--------|-----------|
| 建物・構築物 | 889,181千円 |
| 土地     | 177,147千円 |

VI. 連結損益計算書に関する注記

|                     |           |
|---------------------|-----------|
| 完成工事原価のうち工事損失引当金繰入額 | 8,700千円   |
| 研究開発費の総額            | 160,458千円 |

VII. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

|      |            |
|------|------------|
| 普通株式 | 6,919,454株 |
|------|------------|

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額    | 1株当たり<br>配当額 | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-----------|--------------|------------|------------|
| 2021年6月25日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 544,450千円 | 80円          | 2021年3月31日 | 2021年6月28日 |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決議予定                 | 株式の種類 | 配当の<br>原資 | 配当金の総額    | 1株当たり<br>配当額 | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-----------|-----------|--------------|------------|------------|
| 2022年6月28日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 利益<br>剰余金 | 952,758千円 | 140円         | 2022年3月31日 | 2022年6月29日 |

VIII. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループにおける資金の運用・調達は、各事業会社が行っておりますが、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等金融機関からの借入による方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形・完成工事未収入金等は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、当社グループの主要事業は公共事業であるため、発注者は国、地方自治体及びその外郭団体、また民間事業は上場会社を中心となっており信用リスクは一般事業会社に比べ低いものと思われま。当該リスクに関しては、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、必要があれば随時取引先の信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券は満期保有目的の債券及び株式であり、主に業務上の関係を有する上場会社の債券及び株式で四半期毎に時価の把握を行い取締役会に報告しております。

営業債務である支払手形・工事未払金等は、短期間で決済されます。また、借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

営業債務や借入金は流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各事業会社が月次に資金繰り計画を作成・更新するなどの方法により管理しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額169,637千円）は、「その他有価証券」には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：千円）

|                    | 連結貸借対照表<br>計上額（*） | 時 価（*）      | 差 額  |
|--------------------|-------------------|-------------|------|
| (1) 受取手形・完成工事未収入金等 | 23,772,469        | 23,772,469  | —    |
| (2) 投資有価証券         |                   |             |      |
| 満期保有目的の債券          | 300,000           | 299,854     | △145 |
| その他有価証券            | 4,889,020         | 4,889,020   | —    |
| (3) 支払手形・工事未払金等    | (9,810,492)       | (9,810,492) | —    |
| (4) 1年内返済予定の長期借入金  | (300,000)         | (300,000)   | —    |

(\*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

## 3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。



## (1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

| 区分                      | 時価        |      |      |           |
|-------------------------|-----------|------|------|-----------|
|                         | レベル1      | レベル2 | レベル3 | 合計        |
| 投資有価証券<br>その他有価証券<br>株式 | 4,889,020 | —    | —    | 4,889,020 |

## (2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

| 区分                        | 時価   |            |      |            |
|---------------------------|------|------------|------|------------|
|                           | レベル1 | レベル2       | レベル3 | 合計         |
| 投資有価証券<br>満期保有目的の債券<br>社債 | —    | 299,854    | —    | 299,854    |
| 受取手形・完成工事未収入金等            | —    | 23,772,469 | —    | 23,772,469 |
| 支払手形・工事未払金等               | —    | 9,810,492  | —    | 9,810,492  |
| 1年内返済予定の長期借入金             | —    | 300,000    | —    | 300,000    |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

## 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社グループが保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

## 受取手形・完成工事未収入金等

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 支払手形・工事未払金等、並びに1年内返済予定の長期借入金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## IX. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の状況及び時価に関しては、重要性がないため記載を省略しております。

## X. 1株当たり情報に関する注記

|            |           |
|------------|-----------|
| 1株当たり純資産額  | 4,904円97銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 500円51銭   |

## XI. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## XII. 収益認識に関する注記

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

|                 |              |
|-----------------|--------------|
| 一時点で移転される財      | 750,207千円    |
| 一定の期間にわたり移転される財 | 57,251,388千円 |
| 顧客との契約から生じる収益   | 58,001,595千円 |
| その他の収益          | 1,100千円      |
| 外部顧客への売上高       | 58,002,695千円 |

### 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### 3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

当連結会計年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は、94,286,991千円であり、当社グループは、当該残存履行義務について、履行義務の充足につれて1年から8年の間で収益を認識することを見込んでおります。

なお、当連結会計年度末の顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債は以下のとおりであります。

(単位：千円)

|               |            |
|---------------|------------|
| 顧客との契約から生じた債権 | 6,441,392  |
| 契約資産          | 17,331,077 |
| 契約負債          | 2,933,936  |

契約資産は、工事契約において、進捗度に応じて認識した収益にかかる完成工事未収入金であり、顧客の検収時に顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、工事契約における顧客からの前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されま

す。

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目                  | 金 額              |
|-----------------|------------------|----------------------|------------------|
| (資産の部)          |                  | (負債の部)               |                  |
| <b>流 動 資 産</b>  | <b>483,170</b>   | <b>流 動 負 債</b>       | <b>24,943</b>    |
| 現金預金            | 294,242          | 未払金                  | 24,446           |
| 売掛金             | 49,451           | その他                  | 496              |
| 前払費用            | 2,041            | <b>固 定 負 債</b>       | <b>630</b>       |
| 未収入金            | 136,964          | 役員退職慰労引当金            | 630              |
| その他             | 469              | <b>負 債 合 計</b>       | <b>25,573</b>    |
| <b>固 定 資 産</b>  | <b>9,256,557</b> | (純資産の部)              |                  |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>264</b>       | <b>株 主 資 本</b>       | <b>9,714,154</b> |
| 建物              | 238              | <b>資 本 金</b>         | <b>3,000,000</b> |
| 工具器具・備品         | 26               | <b>資 本 剰 余 金</b>     | <b>6,096,763</b> |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>9,256,293</b> | 資本準備金                | 2,597,947        |
| 関係会社株式          | 9,252,985        | その他資本剰余金             | 3,498,815        |
| 繰延税金資産          | 279              | <b>利 益 剰 余 金</b>     | <b>954,653</b>   |
| その他             | 3,027            | その他利益剰余金             | 954,653          |
|                 |                  | 繰越利益剰余金              | 954,653          |
|                 |                  | <b>自 己 株 式</b>       | <b>△337,262</b>  |
| <b>資 産 合 計</b>  | <b>9,739,728</b> | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>9,714,154</b> |
|                 |                  | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>9,739,728</b> |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

( 2021年4月1日から  
2022年3月31日まで )

(単位：千円)

| 科 目                   | 金       | 額       |
|-----------------------|---------|---------|
| 売 上 高                 |         |         |
| 受 取 配 当 金             | 686,920 |         |
| 経 営 指 導 料             | 154,886 | 841,806 |
| 売 上 総 利 益             |         | 841,806 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |         | 146,851 |
| 営 業 利 益               |         | 694,954 |
| 営 業 外 収 益             |         |         |
| 受 取 利 息               | 317     |         |
| 未 払 配 当 金 除 斥 益       | 1,345   |         |
| そ の 他                 | 81      | 1,744   |
| 営 業 外 費 用             |         |         |
| そ の 他                 | 222     | 222     |
| 経 常 利 益               |         | 696,476 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |         | 696,476 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 2,817   |         |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △74     | 2,743   |
| 当 期 純 利 益             |         | 693,732 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

( 2021年4月1日から  
2022年3月31日まで )

(単位：千円)

|           | 株 主 資 本   |           |                |             |                                 |          |           | 純資産合計     |
|-----------|-----------|-----------|----------------|-------------|---------------------------------|----------|-----------|-----------|
|           | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 |                |             | 利益剰余金                           | 自己株式     | 株主資本合計    |           |
|           |           | 資本準備金     | そ の 他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合計 | そ の 他<br>利益剰余金<br>繰越利益<br>剰 余 金 |          |           |           |
| 当 期 首 残 高 | 3,000,000 | 2,597,947 | 3,498,815      | 6,096,763   | 805,371                         | △336,621 | 9,565,512 | 9,565,512 |
| 当 期 変 動 額 |           |           |                |             |                                 |          |           |           |
| 剰余金の配当    |           |           |                |             | △544,450                        |          | △544,450  | △544,450  |
| 当 期 純 利 益 |           |           |                |             | 693,732                         |          | 693,732   | 693,732   |
| 自己株式の取得   |           |           |                |             |                                 | △640     | △640      | △640      |
| 当期変動額合計   | -         | -         | -              | -           | 149,281                         | △640     | 148,641   | 148,641   |
| 当 期 末 残 高 | 3,000,000 | 2,597,947 | 3,498,815      | 6,096,763   | 954,653                         | △337,262 | 9,714,154 | 9,714,154 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法  
有価証券の評価基準及び評価方法  
子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
2. 固定資産の減価償却の方法  
有形固定資産 定率法によっております。  
(ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備は定額法によっております。)  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。  
建物 10年
3. 引当金の計上基準  
役員退職慰労引当金  
役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金内規に基づく期末要支給額を計上しております。
4. 消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

### II. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の期首残高へ与える影響はありません。また、当事業年度の損益に与える影響もありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。

これによる計算書類に与える影響はありません。

### III. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 2,973千円
2. 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。
  - (1) 短期金銭債権 49,451千円
  - (2) 短期金銭債務 11,053千円

### IV. 損益計算書に関する注記

- 関係会社との取引高
- (1) 売上高 841,806千円
  - (2) 営業取引以外の取引高 316千円

#### V. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数 普通株式 114,039株

#### VI. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

|           |              |
|-----------|--------------|
| 未払事業税     | 180千円        |
| 関係会社株式評価損 | 3,224,586千円  |
| 役員退職慰勞引当金 | 192千円        |
| その他       | 547千円        |
| 繰延税金資産小計  | 3,225,507千円  |
| 評価性引当額    | △3,225,227千円 |
| 繰延税金資産合計  | 279千円        |

#### VII. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：千円)

| 属 性 | 会社等の名称             | 議決権等の所有<br>(被所有)割合 | 関連当事者<br>との関係                   | 取 引 の 内 容                   | 取引金額<br>(注)3       | 科 目           | 期末残高<br>(注)3 |
|-----|--------------------|--------------------|---------------------------------|-----------------------------|--------------------|---------------|--------------|
| 子会社 | 宮地エンジニア<br>リング株式会社 | 所 有<br>直接100%      | 子会社の事業活<br>動の支配・管理<br>役 員 の 兼 任 | 配当金の受領                      | 530,000            | 売掛金           | 36,839       |
|     |                    |                    |                                 | 経営指導料の受領(注)1<br>資金の預け入れ(注)2 | 122,534<br>200,000 | 関係会社<br>預 け 金 | —            |
| 子会社 | エム・エムブリ<br>ッジ株式会社  | 所 有<br>直接51%       | 子会社の事業活<br>動の支配・管理<br>役 員 の 兼 任 | 配当金の受領<br>経営指導料の受領(注)1      | 155,820<br>30,486  | 売掛金           | 12,051       |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 経営指導料は実費を参考に子会社と協議のうえ決定しております。

2. 資金の預け入れは、当社の余剰資金の預け入れであり、市場金利を勘案した預け入れ金利の提示を受け、当該金利を決定しております。

3. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

#### VIII. 1株当たり情報に関する注記

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 1,427円42銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 101円94銭   |

#### IX. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

宮地エンジニアリンググループ株式会社  
取締役会 御中

### 東陽監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 辻村 茂樹  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士 太田 裕士  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士 石川 裕樹  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、宮地エンジニアリンググループ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、宮地エンジニアリンググループ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。



連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

宮地エンジニアリンググループ株式会社  
取締役会 御中

### 東陽監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 辻村茂樹  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士 太田裕士  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士 石川裕樹  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、宮地エンジニアリンググループ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第19期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月12日

宮地エンジニアリンググループ株式会社 監査等委員会

監査等委員 太 田 英 美 ㊞

監査等委員 辻 川 正 人 ㊞

監査等委員 樋 口 眞 人 ㊞

(注) 監査等委員は全員、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

<会社提案（第1号議案から第3号議案まで）>

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、中長期視点に立った、持続性の高い企業体質の確立と企業価値の向上ならびに株主の皆様への還元を経営の重要な施策と考えております。

当社は、2014年3月期に復配を果たして以降、連結業績と自己資本の回復に応じて徐々に増配し、2020年3月期には1株当たり80円（うち記念配当20円）、2021年3月期には普通配当80円の期末配当を実施いたしました。中期経営計画（2019～2021年度）の最終年度である当期の通期業績につきましても、公表目標数値を達成することができました。これはひとえに株主の皆様をはじめ、関係各位のご支援の賜物と心より感謝申し上げます。

当期の期末配当につきましては、株主の皆様のご支援にお応えするため、前述の当期の業績および今後の事業展開等を勘案いたしまして、当社普通株式1株につき140円とさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき140円

配当総額952,758,100円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月29日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条（電子提供措置等）第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条（電子提供措置等）第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分）

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                  | 変 更 案        |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| <p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u><br/> <u>第15条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> | <p>（削 除）</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新 設)   | <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>                                                                                                                                                                      |
| (新 設)   | <p><u>(附則)</u></p> <p>1 現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</p> <p>3 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p> |



**第3号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会からは異議がない旨を確認しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                       | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)             | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 所有する当<br>社の株式数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1                                                                                                                                                               | あおたしげとし<br>青田重利<br>(1947年9月28日生) | 1970年11月 株式会社宮地鐵工所入社<br>(現 宮地エンジニアリング株式会社)<br>1999年6月 同社大阪支社長<br>2001年8月 同社橋梁営業本部副本部長<br>兼大阪支社長<br>2002年6月 同社取締役橋梁営業本部長<br>兼海外業務部長<br>2003年6月 同社取締役執行役員<br>橋梁営業本部長兼海外業務部長<br>2004年6月 同社取締役執行役員営業本部長<br>兼海外業務部長<br>2005年6月 当社取締役<br>2007年6月 株式会社宮地鐵工所常務取締役<br>常務執行役員営業本部長<br>2007年6月 宮地建設工業株式会社取締役<br>(現 宮地エンジニアリング株式会社)<br>2009年6月 株式会社宮地鐵工所専務取締役<br>専務執行役員社長補佐<br>兼経営企画本部長<br>2010年6月 同社代表取締役社長<br>2011年3月 宮地エンジニアリング株式会社<br>代表取締役社長<br>2011年6月 当社代表取締役副社長<br>2013年4月 当社代表取締役社長、現在に至る<br>2019年6月 宮地エンジニアリング株式会社<br>代表取締役会長（現任） | 3,725株         |
| [取締役候補者とした理由]<br>同氏は、当社グループで経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、経営陣としてリーダーシップを発揮し、また、経営企画、営業を始めさまざまな部門に精通するなど当社の代表取締役に相応しい経験と能力を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。 |                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                    | ふ り が な<br>氏 名<br>(生年月日)                | 略歴、当社における地位、担当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 所有する当<br>社の株式数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 2                                                                                                                                                                            | う え は ら た だ し<br>上 原 正<br>(1960年4月11日生) | 1983年4月 株式会社宮地鐵工所入社<br>(現 宮地エンジニアリング株式会社)<br>2008年4月 同社工事本部工事計画部長<br>2009年3月 同社営業本部技術提案室主幹(部長)<br>2010年10月 同社技術本部技術部長<br>2011年3月 宮地エンジニアリング株式会社<br>橋梁事業本部技術本部技術部長<br>2013年4月 同社橋梁事業本部千葉工場計画部長<br>2015年4月 同社執行役員千葉工場技術部長<br>2017年6月 同社取締役技術本部長兼技術部長<br>兼計画本部副本部長<br>2019年4月 同社取締役技術本部長<br>2019年6月 エム・エム ブリッジ株式会社取締役<br>2020年6月 当社取締役<br>2021年4月 宮地エンジニアリング株式会社取締役<br>常務執行役員営業本部副本部長<br>2022年4月 当社代表取締役グループ企画管理本<br>部長、現在に至る<br>2022年4月 宮地エンジニアリング株式会社<br>代表取締役社長(現任) | 594株           |
| <p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>同氏は、当社グループで工事計画・生産計画・設計技術分野での豊富な経験を有し、橋梁の設計部門をはじめ橋梁工事などの計画部門および営業部門でリーダーシップを発揮するなど当社の取締役に相応しい経験と能力を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。</p> |                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                                                                        | ふ り が な<br>氏 名<br>(生年月日)               | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 所有する当<br>社の株式数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3                                                                                                                                                                                                                                                | いけ うら まさ ひろ<br>池 浦 正 裕<br>(1959年2月7日生) | 1982年4月 三菱重工株式会社入社<br>2008年4月 三菱重工鉄構エンジニアリング株式<br>会社(現 エム・エムブリッジ株式会社)橋梁<br>事業本部営業統括部営業一部長<br>2008年6月 同社橋梁事業本部営業統括部長<br>2009年10月 同社経営企画本部部長<br>2012年5月 同社新事業開発室調査役<br>2014年4月 同社社長室調査役<br>2015年4月 エム・エムブリッジ株式会社<br>執行役員社長室調査役<br>2017年6月 同社常務執行役員社長室長<br>2019年6月 同社取締役常務執行役員社長室長<br>2020年4月 同社取締役常務執行役員<br>2020年6月 同社代表取締役社長(現任)<br>2020年6月 当社取締役、現在に至る | 261株           |
| <p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>同氏は、当社グループで営業分野をはじめ鋼製橋梁事業分野等での豊富な経験を有する<br/>           など当社の取締役に相応しい経験と能力を有していることから、当社取締役として適任<br/>           であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>                                                                             |                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                |
| 4                                                                                                                                                                                                                                                | なる せ すずむ<br>成 瀬 進<br>(1953年2月8日生)      | 1975年4月 運輸省入省(現 国土交通省)<br>1995年4月 同省第一港湾建設局<br>秋田港工事事務所長<br>1997年1月 同省港湾局海岸・防災課海岸企画官<br>2000年6月 同省港湾局建設課国際業務室長<br>2004年4月 国土交通省北海道局港政課長<br>2005年8月 同省東北地方整備局副局長<br>2006年11月 財団法人国際臨海開発研究センター<br>常務理事<br>2009年12月 国際港湾協会(IAPH)事務総長<br>2010年6月 当社社外監査役<br>2019年6月 当社社外取締役、現在に至る                                                                          | 912株           |
| <p>[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要]</p> <p>同氏は、行政分野において培われた国内外での豊富な知識、経験などを有しており、当<br/>           社および当社グループのコーポレートガバナンス体制の強化・向上と一層の経営体制強<br/>           化が期待されるため、直接会社経営に関与された経験はありませんが、当社社外取締役<br/>           として適任であると判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。</p> |                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                |

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 成瀬進氏は、社外取締役候補者であります。
3. 成瀬進氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
4. 当社は、成瀬進氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合は、同氏と当該契約を継続する予定であります。
- 当該契約の内容の概要は、以下のとおりであります。
- 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。
5. 当社は、成瀬進氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合は、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を填補することとしております。各候補者の再任が承認された場合は、全員当該保険契約の被保険者となり、また、当該保険契約は任期途中に更新される予定です。なお、当該契約の内容の概要は、事業報告12頁に記載のとおりであります。

【ご参考】

取締役のスキル・マトリックス

| 氏名   | 地位               | 企業<br>経営 | 法務・リ<br>スク管理 | 営業・<br>販売 | 技術 | 財務・<br>会計 | 人事・<br>労務 |
|------|------------------|----------|--------------|-----------|----|-----------|-----------|
| 青田重利 | 代表取締役<br>社長      | ●        | ●            | ●         |    | ●         | ●         |
| 上原正  | 代表取締役            | ●        |              | ●         | ●  |           | ●         |
| 池浦正裕 | 取締役              | ●        | ●            | ●         |    |           | ●         |
| 成瀬進  | 取締役（社外）          |          | ●            |           | ●  |           | ●         |
| 太田英美 | 取締役（社外）<br>監査等委員 | ●        | ●            |           | ●  | ●         |           |
| 辻川正人 | 取締役（社外）<br>監査等委員 | ●        | ●            |           |    |           | ●         |
| 樋口真人 | 取締役（社外）<br>監査等委員 |          | ●            |           | ●  |           | ●         |

当社が必要とする取締役のスキル

1. 経営層での企業経験
2. 法務・リスク管理の知見
3. 営業、販売のマネジメント経験
4. 技術に関する知見
5. 財務・会計に関する知見
6. 人事・労務に関する知見

## ＜株主提案（第4号議案から第6号議案まで）＞

第4号議案から第6号議案までは、株主からのご提案によるものであります。

なお、議案名、議案の要領および提案の理由は、提案株主から受領した本株主提案に係る書面の該当部分を原文のまま掲載しております。

### 第4号議案 剰余金の処分の件

#### ア 議案の要領

剰余金の処分を以下のとおりとする。

本議案は、本定時株主総会において当社取締役会が剰余金の処分の件を提案する場合には、同提案とは独立して追加で提案するものとする。

#### (ア) 配当財産の種類

金銭

#### (イ) 1株当たり配当額

金264円

#### (ウ) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき上記(イ)の1株当たり配当額（配当総額は、1株当たり配当額に2022年3月31日現在の当社発行済み普通株式総数（自己株式を除く。）を乗じて算出した金額）

#### (エ) 剰余金の配当が効力を生じる日

本定時株主総会の日

#### (オ) 配当金支払開始日

定時株主総会の日翌営業日から起算して、3週間後の日

#### イ 提案の理由

当社経営陣は、2005年に当社子会社である株式会社宮地鐵工所（以下「宮地鐵工所」という。）が独占禁止法違反を被疑事実として起訴されるという重大なコンプライアンス違反を生じさせながら、従業員兼務取締役として従前と変わらない報酬を受領している懸念がある。また、現在当社は政策保有株式を47億8万円（2021年9月末）保有しているが、この政策保有株式とネットキャッシュ108億83百万円（2021年12月末）を合計すると155億91百万円となり、これは当社株式の2022年3月末の時価総額239億円の65.2%相当であり、極端に過大である。このような資本効率性を低下させる過大な有価証券の保有は即刻辞めるべきである。加えて、株主への配当に関しては、2006年3月期から2013年3月期まで8期連続無配が続き、2014年3月期以降も極めて低い配当性向が続いている。このような株主軽視の経営が長年継続されてきたことにより、当

社の株価の低迷が続いているのであるから、一刻も早く政策保有株式を売却し、代金手取り額を全額配当に回すことが望まれる。以下詳述する。

2005年5月23日、公正取引委員会は、東北・関東及び北陸の各地方整備局が発注する橋鋼上部工事に関し談合が行われた事案に関して、独占禁止法違反の疑いで当社子会社である宮地鐵工所を含む8社を刑事告発した。犯情は極めて重大、悪質なものとして受け止められ、宮地鐵工所に対しては、東北・関東・北陸において8ヶ月間、他の地域において5ヶ月間指名停止となり、同時に、7億3100万円の課徴金納付命令が下された。また、宮地鐵工所及び同社社員1名が、東京高等検察庁より起訴された。

この問題により、続く2006年3月期は、売上高24,631百万円（前年比▼7,148百万円の減収）、営業損失▼2,620百万円（前年比▼2,755百万円の悪化）、経常損失▼2,081百万円（前年比▼2,733百万円の悪化）、当期純損失▼3,939百万円（前年比▼4,335百万円の悪化）となり、当社の業績は大きく悪化した。2007年3月期には、売上高27,374百万円（前年比2,716百万円改善）、営業損失▼3,997百万円（前年比▼1,377百万円の悪化）、経常損失▼3,519百万円（前年比▼1,438百万円の悪化）、当期純損失▼2,244百万円（前年比1,695百万円の改善）となった。

このような業績悪化の影響を受けて、株主が払い込んだ資本は70%近く目減りし、2005年3月期の株主資本108億81百万円は、2009年3月期には34億63百万円へ減少（減少額▼74億18百万円）した。このように、宮地鐵工所における独占禁止法違反は、当社の業績に多大なる影響を及ぼした。

上記の一連の事実がありながら、この問題に対する当社経営陣の対応は、責任の所在を極めて曖昧にするものであった。すなわち、宮地鐵工所の代表取締役社長は、宮地鐵工所が公正取引委員会から刑事告発された翌月にグループ持株会社である当社の代表取締役社長に就任し、他方で、当社の株主への配当は2006年3月期に無配とされ、以後当社経営陣は2013年3月期まで8期連続ゼロ配当が適当であると判断した。これは、コンプライアンス違反に責任がある代表取締役を横滑りでグループ持株会社の当社代表取締役社長に就任させ、その責任の取り方を曖昧なものとした上で、株主に配当ゼロという形で責任を負わせた行為であると評価できる。

また、会社が犯したコンプライアンス違反は、最終的に株主に責任が回ってくるのは致し方ない面もあるものの、このような状況にあるにもかかわらず、当社の役員報酬は従前どおり支払われているのではないかという疑念がある。当社の役員報酬は一見少額であるようにみえるが、開示資料で公表さ

れている額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれていない。したがって、当社においては、一見少額の役員報酬を使用人分給与で補填しているのではないかという疑念がある。当社における開示の不備については、議案「定款一部変更の件（取締役報酬の個別開示について）」を参照されたい。

また、当社においては、配当金及び配当性向にも、株主軽視の姿勢が見える。当社の1株当たり配当金は、2005年3月期の5円を最後に2006年3月期から2013年3月期まで8年連続無配が続き、足元の2021年3月期は80円であった。ここで注視すべきことは、当社が2017年10月1日に10対1の株式併合を実施しているということである。2017年10月1日を境にして株価は理論上は10倍、1株当たり配当金も10倍となるはずであるから、この点を考慮すると2021年3月期の1株当たり80円の配当は併合前の株式価値に換算すると1株当たり8円の配当に等しく、極めて低額である。

配当性向については、8期連続無配から1株当たり配当金2円と復配した2014年3月期以降、2021年3月期までは、14.66%、13.58%、11.56%、12.46%、13.05%、11.32%、20.81%、14.30%と推移しており、8期連続無配の後には、8期連続低い配当性向となった。

当社のネットキャッシュは108億83百万円（2021年12月末）、政策保有株式は47億8百万円（2021年9月末）あり、配当性向を上げても十分手元にキャッシュが残り、事業運営に支障をきたさないことを勧案すれば、当社経営陣の経営姿勢は、1株当たり配当金は上げたくない、配当性向も上げたくないといった株主軽視のものであることが明らかである。

また、当社の株主資本は、前記のとおり2005年3月期には108億81百万円あったものが2009年3月期には34億63百万円にまで減少するが、その後当社が2013年3月期まで無配を継続した結果、足元の2021年3月期には252億36百万円となった。つまりこの間、自己資本は7.3倍になったが、株価は低迷している。直近15年間を見ると、高値は421円（2005年3月期）であり、これは10対1の株式併合を勧案すると4210円に相当するが、2022年3月期中の高値は3790円、安値は2159円である。15年間株価が上昇していないどころか下落しているのである。更に当社のPBRは0.7倍台であり、会社解散価値を下回っている。このような当社の株価低迷の大きな要因は、極めて保守的な業績見通しと、業績が低迷する中で更に自己資本を積み増す、すなわち資本効率を低下させる資本政策や低い配当性向である。特段努力せず達成できる目標を



設定し楽をする、厚い現金や自己資本の上に座って楽をする、このような株主価値向上に反する計画を承認し発表する経営陣は、自己の保身を主として考え、株主を軽視していると言わざるを得ない。

以上に加え、現在当社は政策保有株式を47億8万円（2021年9月末）保有しているが、この政策保有株式とネットキャッシュ108億83百万円（2021年12月末）を合計すると155億91百万円となり、これは当社の2022年3月末の時価総額239億円の65.2%にも相当し、極端に過大である。この資本効率性を低下させる過大な有価証券の保有は即刻辞めるべきであり、当社が保有する政策保有株式47億8百万円（2022年9月末時価）を2025年3月期決算期末までに全額速やかに売却し、売却代金手取り額を全額配当に回すことが望まれる。

以上より、提案者は、当社の次期中期経営計画5ヵ年（2023年3月期～2027年3月期）の間、配当性向60%（今期は1株当たり配当264円の見込み）又は純資産配当率4%（今期は1株当たり221円の見込み）の多い方の金額を配当総額として5年間実行することを求める。なお、この提案は、当社に対して過大な配当を求め、短期的な利益のみを追求するということを企図していない。なぜなら、当期の利益（今期は1株当たり純利益440円の見込み）を超えない範囲で株主還元を行うというものだからである。

## ○株主提案に対する取締役会の意見

### ① 当社取締役会の意見

当社取締役会は、本株主提案に反対します。

### ② 理由

当社は、中長期視点に立った、持続性の高い企業体質の確立と企業価値の向上ならびに株主の皆様への還元を経営の重要な施策と考えております。

この方針に基づき、2022年3月期の期末配当を当初1株当たり80円としておりましたが、今年度（2021年度）の連結配当性向の水準を従来の20%程度から30%程度まで引き上げ、期末配当を140円とする議案を当社第19回定時株主総会に上程することを決定いたしました。

本株主提案は、当社提案の配当と合わせると2022年3月期における当期純利益の約80%の配当をすることを内容とするものでありますが、当社は、株主の皆様への還元と当社とステークホルダーの皆様と共通のコンセプトである持続的成長のための投資など、バランスの良い資本政策が重要であり、以下の対応が必要と考えております。

#### 【持続的成長への投資】

##### ア 人材確保・育成

- (ア) 人材確保の各種制度（介護に伴う一時退職制度、子育て支援制度など）
- (イ) 人材育成の各種制度（博士号・修士取得のための国内留学制度など）
- (ウ) 大学との連携強化（研究助成金、大学院生に対する奨学金制度など）

##### イ 工場、現場の生産性向上の戦略的投資

- (ア) 工場（大型クレーン、移動式塗装ハウス、最新型プラスト設備、新型溶接装置など）
- (イ) 現場（特殊機材の保有：手延機、トラベラークレーン、大型ケーブルクレーン設備など）

##### ウ 開発

- (ア) 全社（DX（デジタルトランスフォーメーション）、FRP商品など）
- (イ) 工場（仮組立情報処理システム、3D情報原寸システム、レーザー式計測システムなど）
- (ウ) 現場（無水ワイヤーソー床版撤去システム、構造物傾斜監視システム、環境配慮型高力ボルトなど）

##### エ M&A

M&Aを志向し経営基盤の強化に努める。

#### 【リスクへの備え】

当社グループは、リスクに備え、安定的な経営基盤を確保するため、今後も一定の貯えが必要であると考えています。

例えば、都市空間や新幹線をはじめとした鉄道の近接地や上空で施工中の大型工事で突発的に重大事故が発生した際の負担額は甚大であり、事故発生による発注機関からの指名停止の影響は、企業の存続にかかわる事態となります。

したがって、当社取締役会は本株主提案に反対します。

(注) 提案株主によれば、第4号議案は、当社に対して、配当性向60%（1株当たり配当264円の見込み）に相当する剰余金の処分を求めるものであり、会社提案と合わせて配当性向80%に相当する剰余金の処分を求めるものではない、とのことです。もっとも、当社としては、前述「ア 議案の要領」における「本議案は、本定時株主総会において当社取締役会が剰余金の処分の件を提案する場合には、同提案とは独立して追加で提案するものとする。」との記載に基づき、第4号議案は、第1号議案とは独立した追加提案として取り扱うこととし、第1号議案および第4号議案のいずれも承認された場合には、合計して1株当たり配当金額404円（配当性向80%相当）の剰余金の処分がなされることから、前述のとおり記載したものです。なお、第4号議案が提案株主の主張のとおり配当性向60%に相当する剰余金の処分を求めるものであったとしても、同議案に対する当社取締役会の意見に変更はございません。

## 第5号議案 定款一部変更の件(取締役報酬の個別開示について)

### ア 議案の要領

現行定款の第31条2項として下記の条項を新設する。

「②当社及び当社子会社の代表権のある取締役の報酬については、その多寡にかかわらず、毎年、事業報告書及び有価証券報告書において、個別に報酬額（うち使用人分給与がある場合はその額）、内容について開示するとともに、その決定方法を具体的に示す。」

### イ 提案の理由

当社の2019年3月期以降の有価証券報告書には、役員報酬について、「当社の役員報酬等に関する株主総会の決議年月日は2015年6月であり、決議の内容は取締役年間報酬額の上限を年額120百万円（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。また、年額のうち社外取締役分は12百万円とする。定款で定める取締役の員数は10名以内とする。」との記載があり、また、「使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの」については「該当事項はありません。」との記載がある。また、社外取締役を除く取締役については、対象となる人数と報酬等の総額の記載がある。

しかし、このような記載のみでは、株主や投資家は、当社の取締役の報酬等について適切に理解することはできない。会社の実質的所有者としての株主は、株主総会を通じて取締役の選任・解任を行うことから、取締役への委任内容及びその遂行状況と報酬が見合っているかを判断するために、各取締役の個別の報酬額を正確に把握する必要がある。

加えて、株主の利益最大化のため、株主が取締役の能力を鼓舞し、十全の働きを求めるのは当然であり、株主が各取締役の個別の報酬額を把握し、誰がどう報酬を決めたかを具体的に認識した上で、その額の是非について発言権を維持することで、より大きな働きを取締役に求めることは社会全体にとっても有益なことである。よって、取締役報酬の個別開示については、企業活動の活性化の観点からも、これを採用すべきである。現に公開企業における取締役報酬の個別開示は、米国、英国等の先進国では既に広く実施されており、投資活動の国際化を踏まえると、当社においても先進国のリーディン

グカンパニーと同様の社内規範を堅持していることを国内外の投資家に示すべきと考える。

以上より、提案者は、少なくとも当社及び当社子会社の代表権のある取締役の報酬（使用人分給与を含む。）の個別開示が実現されるよう、定款を「議案の要領」記載のとおりに変更することを提案するものである。なお、提案者は、あわせて、当社がウェブサイトで開示資料を開示している2004年3月期以降についても、遡って、当社及び当社子会社の代表権のある取締役の報酬（使用人分給与を含む。）の個別開示を行うことを当社には要求する。

### ○株主提案に対する取締役会の意見

#### ① 当社取締役会の意見

当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

#### ② 理由

当社の取締役の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針は、毎年定時株主総会後の取締役会において、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、同一階層の会社の一般例、従業員の給与水準との均衡、経営の一般状況等を総合的に考慮して取締役会に諮っております。また、当社は、2021年6月25日開催の取締役会で取締役の指名、報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的として、任意の指名・報酬委員会を設置しており、2022年度以降取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を決定するにあたり、指名・報酬委員会の諮問を受けることとしております。

また、役員報酬の開示については、法令に則り、事業報告及び有価証券報告書において、役員区分ごとの報酬等の総額及び支給人数について適正に開示しております。

なお、2021年度以降は子会社役員を兼務している場合の子会社における取締役報酬を含めた額を総額で表示していく方針であります。

このように、当社の取締役の報酬等の額の決定及び開示の方法はいずれも適切であると判断しております。

したがって、当社取締役会は本株主提案に反対いたします。

## 第6号議案 定款一部変更の件(政策保有株式について)

### ア 議案の要領

現行の定款に以下の章及び条文を新設する。

#### 第8章 政策保有株式

(政策保有株式の目的の検証と結果の開示)

##### 第50条

(1) 当社は、当社が保有する政策保有株式の保有目的である「取引関係の維持・強化」が、政策保有株式の保有によって実際に果たされているかを検証するため、少なくとも年1回以上、保有する政策保有株式の発行会社に対して、株式売却を希望する旨を伝える。

(2) 当社は、前項の発行会社への売却の打診に対して得られた発行会社からの回答の内容を、発行会社ごとに、当社が東京証券取引所に提出するコーポレートガバナンスに関する報告書で開示する。

(3) 当社は、本条を追加する定款変更の効力発生日現在保有している政策保有株式を、2025年3月末までに、速やかに売却するものとする。

### イ 提案の理由

提案者は、政策保有株式は一切保有するべきではなく、また、政策保有株式の保有と取引関係には何の因果関係もないと考えている。議決権行使助言会社であるISS及びグラス・ルイスも、政策保有株式の保有について、ガバナンス上の問題点を指摘した上で、資本効率性の低下につながるとして否定的な見解を示している。以上の理由から、提案者は、当社が開示した政策保有株式の保有目的が実際に果たされているのかについては、厳しく検証し、その結果を株主に開示すること、また当社が保有する政策保有株式を2025年3月期決算期末までに速やかに売却するよう求めるものである。

### ○株主提案に対する取締役会の意見

#### ① 当社取締役会の意見

当社取締役会は、本株主提案に反対します。

#### ② 理由

本株主提案において定款の規定とすることを求める内容は、会社の根

本規則である定款に記載するのになじまないものであると考えております。

当社のコーポレート・ガバナンスに関する報告書に記載のとおり、当社グループは、当社と保有先との長期的・安定的な関係の構築など取引関係の維持等を目的として、上場株式を政策保有しております。保有株式につきましては、年度毎、株式保有先毎に業績・株価・配当・成長性など多角的に検証し、取締役会にて検証結果を審議・承認しております。その結果、保有意義が不十分、あるいは資本コストに見合っていないと判断した保有株式については、保有先企業との対話などを踏まえたうえで縮減することとしております。

当社取締役会といたしましては、政策保有株式の縮減については、取締役会で議論すべき個別の業務執行に係る事項であり、かつ、上記のとおり、当社取締役会において政策保有株式の保有意義等に係る検証に関する取組みを既に実施していることから、本提案の内容を会社の根本規則である定款に規定することは不適當であると考えております。

したがって、当社取締役会は本株主提案に反対します。

以 上

# 定時株主総会会場ご案内図

会場：東京都中央区八重洲一丁目3番7号  
 八重洲ファーストフィナンシャルビル3階  
 ベルサール八重洲 [ROOM1+2+3]  
 電話番号 03-3548-3770



- |       |      |                      |
|-------|------|----------------------|
| J     | R    | 「東京」駅下車 八重洲北口より徒歩約5分 |
| 東京メトロ | 丸ノ内線 | 「東京」駅下車 八重洲北口より徒歩約5分 |
| 東京メトロ | 東西線  | 「日本橋」駅下車 A7出口直結      |
| 東京メトロ | 銀座線  | 「日本橋」駅下車 A7出口直結      |
| 都 営   | 浅草線  | 「日本橋」駅下車 A7出口直結      |
| 東京メトロ | 半蔵門線 | 「三越前」駅下車 B3出口より徒歩約3分 |
- なお、駐車場がございませんので、上記の交通機関をご利用ください。